

○農林水産省告示第 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三条第一項の規定に基づき、昭和六十一年農林水産省告示第二百八十四号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正し、同条第二項の規定に基づき、公告する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

原料規格第二			十四 農薬その他の物が混入される肥料			
分類番号 (略)	原料の種類 (略)	原料規格第二	家庭園芸用複合肥料 (略)	(略)	肥料の種類 (略)	混入が許される農薬 その他の物の種類 (略)
原料の条件			(略)	(略)	混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量(%) (略)	含有すべき主成分の最小量の 特例(%) (略)
			(略)	(略)	二・八七五以下 (略)	混入上の制限 事項 (略)
			(略)	(略)	○・一五以下 (略)	
			(略)	(略)	○・三〇以下 (略)	
			(略)	(略)	αー(ニ一メチル 一四一クロロフェノ キシ)プロピオン酸 カリウム (略)	
			(略)	(略)	N一メトキシカル ボニルスルファン アミドナトリウム 及び (略)	
			(略)	(略)	(RS)一ーメチ ル一ニ一ニトロ一三 一(テトラヒドロ一 三ーフリルメチル) グアニジン (略)	

改正前

原料規格第二			十四 農薬その他の物が混入される肥料			
分類番号 (略)	原料の種類 (略)	原料規格第二	家庭園芸用複合肥料 (略)	(略)	肥料の種類 (略)	混入が許される農薬 その他の物の種類 (略)
原料の条件			(略)	(略)	混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量(%) (略)	含有すべき主成分の最小量の 特例(%) (略)
			(略)	(略)	二・八七五以下 (略)	混入上の制限 事項 (略)
			(略)	(略)	(新設) (略)	
			(略)	(略)	(新設) (略)	
			(略)	(略)	(RS)一ーメチ ル一ニ一ニトロ一三 一(テトラヒドロ一 三ーフリルメチル) グアニジン (略)	

備考 一〇四 (略)		十六
		排水処理活性沈殿物
	イ (略) (削る)	
	ロ イに掲げる原料を焼成したもの又はイに掲げる原料に植物質若しくは動物質の原料を加え焼成したものうち、品質管理計画に基づいて管理されるものであつて、植害試験の調査を受けない肥料に使用する場合にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないもの	

備考 一〇四 (略)		十六
		排水処理活性沈殿物
	イ (略)	
	ロ イに掲げる原料を焼成したもの又はイに掲げる原料に植物質若しくは動物質の原料を加え焼成したものうち、品質管理計画に基づいて管理されるものであつて、植害試験の調査を受けない肥料に使用する場合にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないもの (新設)	

附 則

この告示は、令和六年 月 日から施行する。